

▽年の途中で退職し、再就職していない場合
▽退職金に対して所得税が源泉徴収されている場合

土地や建物などを売ったとき

土地建物や、株の譲渡などに対する税金は、分離課税として他の所得と区分して計算します。土地家屋を国などの公共事業に対して売った場合でも、申告をしなければ特別控除の対象とはなりません。
また、株の損益通算についても、申告をしなければ適用されませんので申告が必要です。

宅地や遊休農地での臨時駐車場

臨時で宅地などを有料駐車場とした場合でも、その収入は不動産所得となります。
収入支出を取りまとめ、正しく申告しましょう。

申告書作成会場を開設

一関税務署では次の期間、確定申告書作成会場を開設します。

◎期間：2月1日(金)～3月15日(金)
(土・日曜、祝日を除く)

◎時間：9時～16時
◎場所：岩手日報ビル3階 大ホール

※ 駐車場の台数に限りがありますが、まずので、公共交通機関などのご利用をお願いします。

◎問い合わせ先

一関税務署 ☎23-4205
※ 確定申告についての質問は「確定申告電話相談センター」(音声案内で0番を選択)でお答えします。(同相談センターには東北税理士会の会員税理士も従事しています)

e-TAXで確定申告

申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です。
画面の案内に従って、金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、申告書や決算書などが作成できます。
作成したデータは、印刷して「書面」で提出できるほか、e-TAX(国税電子申告・納税システム)を利用して提出することもできます。

◎e-TAXのメリット
▽最高30000円の税額控除(19年分)・23年分で控除を受けた人を除く)

▽添付書類の提出省略
▽還付金がスピーディー

※ e-TAXの利用には「電子証明書」と「ICカードリーダーライター」が必要です。詳しくは、e-TAXホームページをご覧ください。

東日本大震災に伴う雑損控除

大震災により住宅や家財などに損害を受けた人は、雑損控除の適用により所得税や個人住民税が軽減される場合があります。
また個別に調査や判断が必要な場合もありますので、申告前に最寄りの税務署へご相談ください。

▽手続きに必要な書類

- ①被害を受けた資産や取得時期、取得価額が分かるもの
- ②被害を受けた資産の取り壊し費用や除去費用、修理費用などが分かるもの
- ③被害を受けたことにより受け取る保険金などの金額が分かるもの
- ④市町村から交付された「り災証明書」

障害者控除を受けられます

障害者本人またはその控除対象配偶者や扶養親族に、障がい者や寝たきり高齢者などがある場合には、障害者控除を受けられます。

【対象者】

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人
- ②6カ月以上寝たきり状態で、食事や排せつなどに支障がある状態の人(介護保険認定者)
- ③身体障害者手帳などの交付を受けていないが、精神または身体に障がいのある65歳以上の人で、その障がいの程度が療育手帳や身体障害者手帳の交付される要件に準じる人(介護保険認定者)

おむつ代の医療費控除

確定申告の際に、寝たきりの高齢者などが使用するおむつ代の医療費控除を受けるためには、原則として医師の発行するおむつ使用証明書が必要です。

介護保険の要介護認定を受けており、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人は医師の証明書に代え、町が発行する確認書で控除が受けられる場合があります。

※ 初めて医療費控除を受けようとする人は、医師の証明書が必要です。
※ 手続きは1年ごとに必要です。

書類の即日交付はできませんので、事前に申請してください。

問い合わせ先
保健センター ☎46-5571

発掘最前線⑪

—「平泉の文化遺産」拡張登録へ向けて—

の5資産による拡張登録を目指しています。これらの資産と浄土を関連付けるうえで「調査研究の推進」と「研究成果の蓄積」が今後の重要なポイントとなります。

当町においては、24年に毛越寺立石の復旧整備や無量光院跡の復元整備に向けた発掘調査を実施しています。国内外の専門家からは、このような埋蔵文化財の発掘調査のみならず、平泉文化に関連した文献などの調査研究の充実を図る必要性も指摘されています。

調査研究の成果というものは、すぐに結果が伴うというものでもありませんが、「平泉の文化」の本質を世界の人々に広く理解していただくうえでも、今後も国や県、関連する自治体と連携し、中長期的な視点での継続した事業を推進することが、拡張登録を実現するための重要なステップとなります。

24年度 町生涯学習町民のつどい 教育振興運動推進大会

町民の皆さんが生涯にわたり、あらゆる機会を利用して学ぶことができる地域社会づくりを目指すとともに、教育振興運動のさらなる活発化を推進していくため、「生涯学習町民のつどい」と「教育振興運

動推進大会」を同時開催します。表彰や活動発表、講演会を通して、学習意欲の向上と生涯学習の理解につなげます。皆さんのご参加をお待ちしています。

日時…2月17日(日) 13:00～(受け付け12:30～)
場所…平泉小学校体育館
入場料…無料
問い合わせ先…教育委員会 ☎46-5576

【内容】

<p>表彰 (13:00～13:30) ▷町教育委員会表彰 教育、学術、文化及び体育の発展に著しく寄与した方を表彰します</p>	<p>▷ふるさとオリンピア2012表彰 6種目で争われた「ふるさとオリンピア」の上位入賞行政区を表彰します</p>
<p>教育振興運動「実践活動発表」 (13:30～14:00) 長島小学校「親子ふれあいコンサート」の取り組みについて ～長島小学校児童と長島オールスターズの皆さんによる演奏～</p>  <p>昨年11月に開催されたコンサートの様子</p>	<p>生涯学習講演会 (14:00～15:10) 演題 「子供たちの笑顔のために」 ～復興支援活動を通じて学んだこと～ 講師 サッカー解説者・NPO法人ヴィクサーレ沖縄FC代表(元サッカー日本代表主将) 加藤 久さん</p>  <p>【加藤久さん略歴】 宮城県利府町生まれ。元サッカー日本代表主将。日本サッカー協会強化委員長、同特任コーチを歴任。現在はヴィクサーレ沖縄FC代表として小・中学生を指導。</p> <p>講師を務める加藤さん</p>

平泉を掘る

平成23年6月の「平泉の文化遺産」世界遺産登録から1年以上を経過し、その間にも、24年9月には「世界遺産暫定一覧表」への登載や、国内の平泉文化についての有識者会議など、拡張登録への動きが始まっています。

現段階では、「浄土世界の実現を目指した政治・行政上の拠点として平泉を位置付ける」ことをコンセプトとし、平泉町の柳之御所遺跡と達谷窟、奥州市の白鳥館遺跡と長者ヶ原廃寺跡、一関市の骨寺村荘園遺跡



文化遺産センターに展示されている世界遺産登録証